

袖ヶ浦市

みんなが輝く 協働のまちづくり条例

～市民の力、地域の力を活かしたまちづくり～

市民のみなさんが主役です!
みんなで進める! 協働のまちづくり



地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりを推進するための基本的なルールとなる「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を平成29年10月1日に施行しました。

どうして条例が必要になったの？

私たちのまち袖ヶ浦市には、それぞれの地域ごとに特色があり、課題になっていることも異なります。このため、まちづくりのテーマは多様であり、地域の中だけでは、あるいは市の力だけでは解決できない課題が生じています。

例えば…大地震など災害への備え、地域の防犯、高齢者の生活支援、子育てへの不安、登下校時の安全・子どもの居場所づくり、里山など自然環境の保全、ポイ捨てごみ・不法投棄、地域のつながりの希薄化、地域コミュニティの担い手不足、伝統文化の継承…など

《みんなで知恵を出し合って、みんなでまちづくり》

それぞれの地域の優れている点や抱えている課題について、最も把握しているのは、そこに住み生活している市民のみなさんです。そして、「自分の住む地域をもっと良くしたい！」という想いは、きっと同じです。この条例は、そうした市民のみなさんや地域コミュニティによる“まちづくり”を促進し、地域の中でお互いに連携して、また、市との協働によりまちづくりを進めていくため制定したものです。

- ※ まちづくり …… 地域の様々な課題や問題を解決して、より住みやすい地域社会をつくること。
- ※ 地域コミュニティ …… 地域でまちづくりを行う地縁団体・市民活動団体・事業者
- ※ 協働 …… 地域コミュニティと市が、まちづくりの共通の目的に向かって、お互いの自主性と主体性を尊重しながら役割を分担し、連携・協力すること。

袖ヶ浦市の目指すまちづくり 《第1条》

“地域コミュニティの活性化”と“地域コミュニティと市の協働”を進め、みんなで役割を分担して地域の様々な課題の解決に取り組むことで、活力に満ちた共に支え合う“住みやすいまち”をつくりまします。



まちづくりの基本理念 《第3条》

協働のまちづくりを進め、袖ヶ浦市の目指すまちを実現するためには、市民・地域コミュニティ・市でまちづくりの基本となるあり方や考え方を共有しておくことが大切です。

- ◇ 市民の地域コミュニティへの参加の促進
市民のみなさんが地域コミュニティに参加しやすい環境をつくりまします。
- ◇ 地域コミュニティの連携の促進
地域コミュニティは、それぞれの持ち味を活かして、お互いに連携してまちづくりに取り組みまします。
- ◇ 地域コミュニティと市の協働の推進
地域コミュニティと市は、お互いの特性や立場を尊重して適切に役割を分担し、協働のまちづくりを進めまします。

条例の特徴は？

1 市民のみなさんと作りあげたルール(条例)です！

市民のみなさんと条例づくりを進めるため、「協働のまちづくり推進条例市民検討会議」を設置し、約一年間の検討を重ねた後、平成29年6月に条例に盛り込む項目や内容について提言がありました。また、この検討期間中には、市民のみなさんの意見を広く伺うため、フォーラム、意見交換会、パブリックコメント(意見公募) 手続等を実施しました。

この条例は、市民検討会議の提言を基にして、市民のみなさんの意見を反映しながら作りあげたものです。

※ 協働のまちづくり推進条例市民検討会議… 自治会・各種団体・NPO等に所属している方、まちづくり活動を実践している方、市民公募の方、学識経験者の20名で構成

2 協働のまちづくりの基本となる部分を“みんな”で共有します！

- 市民・地域コミュニティ・市の“みんな”で共有
- ◇ 目指すまちの姿
 - ◇ まちづくりの基本理念(基本となるあり方や考え方)
 - ◇ 市民・地域コミュニティの役割、市の責務

3 協働のまちづくりを進める基本的な仕組みを定めています！

- ◇ 協働のまちづくりを進める前提になる仕組み
- ◇ 地域コミュニティの活性化と協働を推進する仕組み
- ◇ 条例の実効性を確保する仕組み

市民の地域コミュニティへの参加の促進

- 自分の特技を活かしたい！
- 地域の活動に興味があるんだけど！？
- 私たちの地域にはどんな活動や団体があるの？

地域コミュニティの連携の促進

- 活動の参加者をもっと増やしたい！
- みんなで協力すれば、もっと良くできるのに…
- 地域の情報をもっと知りたい！他の団体と交流したい！

地域コミュニティと市の協働の推進

- 地域ごとに細やかなサービスの提供は難しい…
- 多様化する市民ニーズに対応するには限界が…
- 地域コミュニティの発想や能力を活用したい！



まちづくりの基本理念

第3条

- ① 市民の地域コミュニティへの参加の促進
- ② 地域コミュニティの連携の促進
- ③ 地域コミュニティと市の協働の推進

市民の役割

第4条

市民(市内に住んでいる人、市内に通勤・通学している人)

市民のみなさんが、まちづくりの担い手です。地域のことに興味を持ち、地域コミュニティに積極的に参加して、まちづくりに関わるようにしましょう。



地域コミュニティの役割

第5条～第7条

地域コミュニティは、それぞれの持ち味を活かし、お互いに連携してまちづくりに取り組みましょう。

地縁団体(自治会、子ども会、PTA、民生委員、青少年相談員、消防団など)

地域の情報・課題を把握して、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。また、地域における住民相互の交流・連携の促進に努めます。

市民活動団体(NPO・ボランティア団体、サークルなど)

活動分野の知識・専門性を活かして、まちづくりに取り組みます。また、活動内容のPRや参加の機会をつくることで、より多くの市民が関心を持ち参加できるように努めます。

事業者(農業・商工業の事業者など)

地域社会との連携を深め、事業活動の特性・専門性を活かして、地域の活性化やまちづくりに貢献するように努めます。

市の役割

第8条

市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長)

- ◇市全体のまちづくりの構想や計画をつくり、総合的・計画的に施策を進めます。
- ◇地域コミュニティの活性化を促進し、地域コミュニティによるまちづくりを支援します。
- ◇協働のまちづくりを進めるための環境を整えます。
- ◇市職員の協働のまちづくりに関する理解や知識を向上します。

地域コミュニティの活性化と協働を推進する仕組み

第9条～第18条

協働のまちづくりの前提になる仕組み

地域コミュニティの活性化と協働を推進する仕組み

条例の実効性を確保する仕組み

情報の共有等/第9条

市政の情報を分かりやすく提供し、地域コミュニティの活動などの情報を積極的に発信することで、市民・地域コミュニティ・市が協働のまちづくりに必要な情報を共有します。

計画等策定への参画/第10条

市の基本的なまちづくりの構想・計画などの策定に市民が参画し、市民の意見や地域の特性を反映した計画づくりをすることで、まちづくりへの市民の参加や地域コミュニティと市の協働を進めます。

担い手づくり/第11条

まちづくりに関する学習・体験の機会などをつくることで、地域コミュニティの担い手となる人材の育成に取り組みます。

拠点づくり/第12条

市民相互の交流、地域コミュニティの活動・連携などを促進するため、必要な施設の整備や場の提供に取り組みます。

補助金の交付等による支援/第13条

地域コミュニティが行うまちづくりの活動に対して、市は補助金を交付するなど必要な支援を行います。

協働のまちづくりの提案等/第14条

地域コミュニティと市が、お互いに協働で実施する事業を提案できるように、提案制度の整備と機会の充実に取り組みます。

地域まちづくり協議会/第15条

地域まちづくり協議会は、地域におけるまちづくりを推進するため、地域住民と地縁団体が自主的に設立するものです。そこに、地域で活動する多様な地域コミュニティが参加することで、地域コミュニティの情報交換・連携の場となります。市は、協議会の運営や活動などを支援します。

協働のまちづくり推進計画/第16条

第9条から第15条までの仕組みを具体的に展開するため、その取組内容や実施手順などを示した推進計画を策定します。

協働のまちづくり推進委員会/第17条

市民・地域コミュニティ・学識経験者による推進委員会を設置し、条例の見直しや推進計画の策定などにあたり審議します。

推進本部/第18条

市長をトップとする市の推進本部を設置し、各施策分野を横断して協働のまちづくりを総合的・計画的に推進します。

地域の様々な課題の解決に取り組み、もっと“住みやすいまち”をつくりまします。



袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例

【前文】

私たちのまち袖ヶ浦の名は、古事記に記された弟橘媛の伝説に由来し、それぞれの時代に、この地で暮らした人々の歴史や文化が息づいており、今日まで私たちに受け継がれてきました。

袖ヶ浦市は、かつて養殖海苔を主とした漁業が盛んに行われていましたが、昭和40年代に始まった東京湾の埋立てを転機に、海岸線は国内有数の工業地帯に変貌し、多くの人々が全国から移り住みました。また、内陸部に優良な田園地帯が広がり、豊かな緑と自然にあふれ、これからは東京湾アクアラインなど交通の要衝として、更なる発展が期待されています。

社会は、時代とともに常に変化しています。私たちの暮らしは物質的に豊かになりましたが、個々の価値観の多様化や少子高齢化が進むにつれて、地域における人と人のつながりが薄れ、私たち市民のニーズは一層複雑に、そして多様になりました。

私たちのまちづくりの在り方も、こうした変化に対応していくことが求められます。

地域社会が様々な課題を抱える中で、誰もが住みやすいまちをつくるためには、私たちみんなが知恵を出し合い、積極的にまちづくりに参加し、連携していく必要があります。そして、市民、地域コミュニティと市がまちづくりの目標に向けて協働していくことで、袖ヶ浦市の持ち味を活かした、私たちの想いに沿ったまちづくりが進められると考えます。

私たちは、まちづくりを自らの手で進めることによって、子どもからお年寄りまでいきいきと輝き、ふれあい、支え合う住みやすいまちをつくるため、この条例を制定します。



(目的)

第1条 この条例は、本市における協働によるまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定めるとともに、まちづくりの主体となるものの役割及び責務を明らかにすることにより、地域コミュニティの活性化及び協働の推進を図り、もって活力に満ちた共に支え合う

住みやすいまちをつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者(以下「住民」という。)又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地縁団体 自治会、子ども会、PTAその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。
- (3) 市民活動団体 NPO、ボランティア団体その他地縁に捉われることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 地域コミュニティ 地域における地縁団体、市民活動団体及び事業者をいう。
- (6) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (7) 協働 地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。
- (8) まちづくり 地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

(基本理念)

第3条 市民、地域コミュニティ及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民の地域コミュニティへの参加の促進 地域コミュニティ及び市は、市民が地域コミュニティに参加しやすい環境をつくること。
- (2) 地域コミュニティの連携の促進 地域コミュニティは、それぞれの持ち味を活かし、相互に連携すること。
- (3) 地域コミュニティと市の協働の推進 地域コミュニティ及び市は、互いの特性及び立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加し、まちづくりに関わるよう努めるものとする。

2 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりへの理解を深め、意識の向上に努めるものとする。

(地縁団体の役割)

第5条 地縁団体は、自らの地域における情報を収集し、課題を把握するとともに、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 地縁団体は、自らの地域における住民相互の交流及び連携を促進するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、その活動する分野における知識、専門性等を活かし、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市民に対し、その活動への参加の機会を提供するとともに、広報活動等を通じて、その活動内容が理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化及びまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、本市のまちづくりに関する基本的な構想及び計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進するものとする。

2 市は、地域における情報を収集し、地域コミュニティの活性化に資する施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。

3 市は、協働によるまちづくりを円滑に推進するための環境の整備に努めるとともに、協働に当たっては、第3条の基本理念を踏まえ適切に役割及び責任を分担するものとする。

4 市は、市の職員に対し、協働によるまちづくりに関する理解を促進し、知識及び技能を習得させるものとする。(情報の共有等)

第9条 市は、市政及びまちづくりに関する情報を分かりやすく市民及び地域コミュニティに提供することにより、情報の共有に努めるものとする。

2 地域コミュニティは、その活動内容に関する情報を広く発信することにより、情報の共有に努めるものとする。

3 市は、前項に規定する地域コミュニティが行う情報の発信を支援するよう努めるものとする。(計画等策定への参画)

第10条 市は、第8条第1項の基本的な構想及び計画を策定するときは、その過程において市民が参画する機会を設けるものとする。(担い手づくり)

第11条 地域コミュニティ及び市は、まちづくりに関する学習、体験等の機会を市民に提供し、地域コミュニティの担い手となる人材の育成に努めるものとする。(拠点づくり)

第12条 地域コミュニティ及び市は、市民相互の交流並びに地域コミュニティの活動及び連携等を行うための施設を整備し、又は場を提供するよう努めるものとする。(補助金の交付等による支援)

第13条 市は、地域コミュニティによるまちづくり及び前条の規定による施設の整備又は場の提供に対し、補助金の交付その他の支援措置を適切に行うよう努めるものとする。

(協働のまちづくりに関する提案等)

第14条 地域コミュニティ及び市は、協働によるまちづくりに関する提案を相互に行うことができるものとする。

2 市は、前項に規定する提案を行うために必要な制度を整備し、提案の機会を充実させるよう努めるものとする。(地域まちづくり協議会)

第15条 住民及び地縁団体は、自らの地域におけるまちづくりを推進するための組織(以下この条において「地域まちづくり協議会」という。)を設立することができる。

2 地域まちづくり協議会は、当該地域の市民及び地域コミュニティにより組織するものとする。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立、運営及び活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。(協働のまちづくり推進計画)

第16条 市は、この条例の実効性を確保するため、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画(以下この条及び次条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、推進計画の実施状況等について定期的に評価を行い、その結果を公表するものとする。(協働のまちづくり推進委員会)

第17条 協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、袖ヶ浦市協働のまちづくり推進委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) この条例の見直しに関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 委員会は、前項に規定するもののほか、協働によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べ、又は提言をすることができる。

4 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域コミュニティに属する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(推進本部)

第18条 市長は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局の長からなる推進本部を設置する。(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

協働を進める主な取組を紹介します ～まちづくりに参加しよう！～

市の情報を知りたい！

広報紙、市ホームページ、市政情報室等で市の施策や取組をお知らせしているほか、市ホームページに「市政の見える化特設サイト」を掲載しています。もっと知りたい方は、まちづくり講座の受講や出前講座などをご利用ください。

市の計画づくりなどに参画したい！

審議会等委員の市民公募、パブリックコメント(意見聴取) 手続、意見交換会・説明会、市民アンケート等の制度があります。これらの制度を実施する際には、広報紙や市ホームページなどでお知らせします。

地域の活動に参加したい！

市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」では、市内で活動する地域コミュニティの団体情報、活動情報、会員募集情報等を掲載しています。また、本サイトへの登録団体を募集中です。
(<http://www.sodekyodo.net/>)

自治会について知りたい！

自治会の役割や活動などを市ホームページで紹介しています。また、引っ越しをされた際などに、地域の自治会について知りたい場合は、市役所までお問い合わせください。自治会に積極的に加入しましょう！

市と協働で事業を実施したい！

市民活動団体、自治会等の団体から、地域が抱えている身近な課題の解決に向けて、市との協働事業を募集しています。団体の特性や柔軟な発想を活かした企画と、適切な役割分担の下に力を合わせて解決に取り組みます。【協働事業提案制度】

- ◇ それぞれの取組の詳細については、市ホームページをご覧ください。
- ◇ 市では、この他にも今後、条例に定めている基本的な仕組みを具体化する取組を進めていきます。



まちづくり講座(ステップアップ講座)



花の植栽活動(広域農道・フラワーライン)



地域のお祭り(長浦地区合同祭礼)

市民のみなさん一人一人が「まちづくりの担い手」です。
知恵を出し合い、協力することで“みんなが輝く協働のまちづくり”
を進めていきましょう！

袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例パンフレット 平成30年1月発行

問い合わせ先：袖ヶ浦市 市民健康部 市民活動支援課

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話：0438-62-3102(直通) FAX：0438-62-3877

E-mail：sode03@city.sodegaura.chiba.jp